

第七回国会 人事委員会 會議録 第一号

昭和二十四年十二月四日(日曜日)
午後四時五十一分開議

出席委員

委員長 星島 二郎君
理事 小澤 久雄君 理事 玉置 實君
理事 藤枝 泉介君 理事 吉武 惠市君
理事 赤松 勇君 理事 加藤 充君
理事 淺澤 寛君
高橋 權六君 橋本 龍伍君
松澤 兼人君

出席政府委員

人事院事務局長 佐藤 朝生君
(法制局長) 岡部 史郎君
人事院事務官

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君
専門員 中御門 經民君

十二月四日

国家公務員の職階制に関する法律案
(内閣提出第一号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

国家公務員の職階制に関する法律案
(内閣提出第一号)
公聴會開會承認要求に関する件
国政調査承認要求に関する件

○星島委員長 これより人事委員会を
開會いたします。

議事に入る前にお知らせいたしてお
くことがあります。本日、国家公務員
の職階制に関する法律案内閣提出第
一号が本委員会に付託せられました
た。また国家公務員法第二十八條及び
政府職員の新給與実施に関する法律第

二條第三号及び第五号の規定に基
き、国家公務員の給與額及び勤務地手当に
関する報告並びに勧告が、国会及び内
閣に提出せられました。以上とりあ
えずお知らせいたします。

○星島委員長 ただいまより国政調査
承認要求の件を議題といたします。皆
様御承知のように委員会の審査は、国
会法第四十七條によりまして、付託さ
れた事件について行うこととなつてお
ります。付託事件以外の国政に關する
諸問題の調査につきましては、議長
院規則第九十四條によりまして、議長
の承認を得た後でなければこれを行
うことができないこととなつてお
ります。この際お諮りいたしたいと思
います。本日国政調査承認要求書を議長
あてに提出することに御異議はありま
せんか。

○星島委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさう決定いたしました。
次にその内容につきまして、委員
長において準備いたしましたものがあ
りますから、以下それを読み上げま
す。

国政調査承認要求書
一、調査する事項 国家公務員の給
與並びに人事行政に関する事項
二、調査の目的 国家公務員の給
與並びに人事行政の適正を期す
るため

三、調査の方法 関係各方面より
の説明並びに意見聴取、資料の
要求等

四、調査の期間 本会期中
右によつて国政に關する調査を致し
たいから衆議院規則第九十四條によ
り承認を求める。

昭和二十四年十二月四日
人事委員長 星島 二郎
衆議院議長 幣原喜重郎殿

以上の通りであります。これに別に御
異議はありませんか。

○星島委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長よりこの要求書を、
さつそく議長に提出いたしておきま
す。

○星島委員長 次に国家公務員の職階
制に関する法律案を議題といたしま
す。

国家公務員の職階制に関する法
律案

国家公務員の職階制に関する法律
目次

第一章 總則(第一條―第四條)

第二章 職階制の根本原則(第五
條―第十一條)

第三章 職階制の実施(第十二條
―第十四條)

第四章 罰則(第十五條)

附則 第一章 總則
(この法律の目的及び効力)

第一條 この法律は、国家公務員法
(昭和二十二年法律第二十号)第
二十九條の規定に基き、同法第二
條に規定する一般職に属する官職
(以下官職という。)に關する職
階制を確立し、官職の分類の原則
及び職階制の実施について規定
し、もつて公務の民主的且つ能率
的な運営を促進することを目的と
する。

2 この法律の規定は、国家公務員
法のいかなる條項をも廃止し、若
しくは修正し、又はこれに代るも
のではない。この法律の規定が国
家公務員法以外の従前の法律にて
い触する場合には、この法律の規
定が、優先する。

3 この法律は、人事院に対し、官
職を新設し、変更し、又は廃止す
る権限を與えるものではない。
(職階制の意義)

第二條 職階制は、官職を、職務の
種類及び複雑と責任の度に應じ、
この法律に定める原則及び方法に
従つて分類整理する計画である。

2 職階制は、国家公務員法第六十
三條に規定する給與準則の統一的
且つ公正な基礎を定め、且つ、同
法第三章第三節に定める試験及び
任免、同法第七十三條に定める教
育訓練並びにこれらに關連する各
部門における人事行政の運営に資
することを主要な目的とする。
(用語の定義)
第三條 この法律中左に掲げる用語

については、左の定義に従うもの
とする。

一 官職 一人の職員に割り当て
られる職務と責任

二 職務 職員に遂行すべきもの
として割り当てられる仕事

三 責任 職員が職務を遂行し、
又は職務の遂行を監督する義務
と責任が十分類似しているものと
して決定された官職の群であつて、
同一の職級に属する官職につ
いては、その資格要件に適合
する職員の選任に當り同一の試
験を行い、同一の内容の雇用條
件においては同一の俸給表をひ
としく適用し、及びその他人事
行政において同様に取扱うこと
を適當とするもの

五 職級 明細書 職級の特質を表
わす職務と責任を記述した文書

六 職種 職務の種類が類似して
いて、その複雑と責任の度が異
なる職級の群

七 格付 官職を職級にあてはめ
ること。

(人事院の権限)

第四條 人事院は、この法律の実施
に關し、左に掲げる権限及び責務
を有する。

一 職階制を実施し、その責に任
ずること。

二 国家公務員法及びこの法律に
従い、職階制の実施及び解釈に
關し必要な人事院規則を制定

し、及び人事院指令を発すること。

三 職務の種類及び複雑と責任の度に応じて、職務及び職級を決定すること。

四 官職を格付する基準となる職務の定義及び職級明細書を作成し、及び公表すること。

五 官職を格付し、又は他の国の機関によつて行われた格付を承認すること。

六 国家公務員法第十七條の規定に基づき、官職の職務と責任に関する事項について調査すること。

第二章 職務制の根本原則

(職務制の根本原則)

第五條 職務及び職級の決定、職級明細書の作成及び使用、官職の格付その他職務制の実施は、この章に定める原則によらなければならない。

(官職の分類の基礎)

第六條 官職の分類の基礎は、官職の職務と責任であつて、職員の有する資格、成績又は能力であつてはならない。

(職級の決定)

第七條 職級は、職務の種類及び複雑と責任の度についての官職の類似性と相異性に基いて決定される。

2 職務の種類及び複雑と責任の度が類似する官職は、国のいづれの機関に属するかを問はず、一の職級を形成する。

3 職級の数は、職務の種類及び複雑と責任の度に応じて人事院が決定した数に等しくなければならない。

4 職級は、官職を分類する最小の単位である。

(官職の格付)

第八條 官職は、職務の種類及び複雑と責任の度を表す要素を基準として職級に格付されなければならない。

2 格付に当つては、官職の職務と責任の性質並びにその職務に対してなされる監督の性質及び程度を前項の要素としなければならない。

3 格付に当つては、官職の職務と責任に關係のない要素を考慮してはならない。又、いかなる場合においても、格付の際にその職員の受ける給與を考慮してはならない。

4 官職は、局、課、その他の組織の規模又はその監督を受ける職員の数にのみ基いて格付してはならない。これらの要素は、監督を受ける職務の種類若しくは複雑、監督的な責任の度又は監督の種類、度若しくは性質その他これらに類する要素と関連させてのみ考慮することが出来る。

5 同一の職級に格付される官職は、職務の種類及び複雑と責任の度において全く同一であることを要しない。

6 一の官職が二以上の職級にわたる職務と責任を有する場合において、それぞれの職務と責任に応じてその都度格付を変更することが困難なときは、格付は、勤務時間の大部分を占める職務と責任に従つて行う。但し、人事院規則の定めるところにより、最も困難な職務と責任によつて格付することが出来る。

(職級明細書)

第九條 職級明細書は、各職級ごとに作成しなければならない。

2 職級明細書には、職級の名称及びその職級に共通する職務と責任の特質を記述しなければならない。

3 職級明細書には、前項に規定するものの外、その職務の遂行に必要な資格要件を記述し、及びその職級に属する代表的な官職を例示することが出来る。

4 職級明細書は、格付の基準となる主要な要素を明らかにするものでなければならない。

(職級の名称)

第十條 職級には、これに属する官職の性質を明確に表す名称を付なければならない。

2 職級の名称は、その職級に属するすべての官職の公式の名称とする。

3 職員には、その占める官職の属する職級の名称が付與される。

4 職級の名称は、予算、給與簿、人事記録その他官職に関する公式の記録及び報告に用いられなければならない。但し、必要に応じて略称又は記号を用いることが出来る。

5 前三項の規定は、行政組織の運営その他公の便宜のために、組織上の名称又はその他公の名称を用いることを妨げるものではない。

第十一條 職種は、職務の種類が類

似していて、その複雑と責任の度が異なる職級をもつて形成する。但し、職務制の実施上必要あるときは、一の職級をもつて一の職種を形成することが出来る。

(職務制の実施)

第十二條 人事院又はその指定するものは、国家公務員法、この法律、人事院規則及び人事院指令の規定並びに職級明細書により、すべての官職を、職務の種類及び複雑と責任の度に基いて職級に格付しなければならない。

2 官職の職務と責任上格付の変更を必要と認める場合には、人事院又はその指定するものは、官職の格付を変更しなければならない。

3 人事院の指定するものが官職を格付し、又はその格付の変更を行つたときは、直ちにその採つた措置について人事院に報告しなければならない。

4 人事院は、官職が第一項又は第二項の規定に従つて格付されているかどうかを確認するため、随時、格付の再審査を行い、格付が適正に行われていないことを発見したときは、これを改訂しなければならない。

5 前各項の場合において、人事院は、その採つた措置を関係機関に文書により通知し、これに従つた措置を採るように指示しなければならない。

6 人事院の指定するものが第一項

若しくは第二項の規定に違反して官職を格付し、若しくは変更し、又は第三項の規定に違反して報告しなかつた場合においては、人事院は、その指定による委任の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを一時停止することが出来る。

(職種又は職級の改正)

第十三條 人事院は、必要と認める場合には、職種、職級、職級の名称又は職級明細書を新設し、変更し、若しくは廃止し、又はこれを併合し、若しくは分割することが出来る。

2 人事院は、前項の措置を採つたときは、その旨をすみやかに各省各庁に通知しなければならない。

(公示文書)

第十四條 人事院は、この法律、職務制に關する人事院規則及び人事院指令並びに正確且つ完全な職種職級一覽表及び職級明細書を使用し、便宜な形式に編集して保管しなければならない。

2 前項の文書は、官庁執務時間中、適当な方法で公衆の閲覧に供しなければならない。

第四章 罰則

(罰則)

第十五條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 人事院若しくはその指定する者が第四條第六号の規定に基いて行う調査に關し、人事院若しくはその指定する者から報告を求められ正当の理由がなくてこれに応じなかつた者

二 第十二條第三項の規定に違反

して同項の規定に基いて採つた措置について人事院に対し虚偽の報告をし、又は正当の理由がなくて報告をしなかつた者

三 第十二條第五項の規定に違反して人事院の指示に従わなかつた者

附則

1 この法律中第十條第四項の規定は、人事院規則で定める日から、その他の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律によつて行われる格付は、人事院の定めるところにより、逐次実施することができる。

3 国家公務員法、この法律、人事院規則及び人事院指令に従つて職階制が実施されるに伴い、この法律に基く格付は、政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)第九條に規定する級への格付に代るものとする。但し、同法による級への格付は、給與に関しては、国家公務員法第六十三條に規定する給與準則が制定実施されるまで、その効力を有するものとする。

4 職員の給與は、この法律によつて行われる官職の格付によつては、国家公務員法第六十三條に規定する給與準則の実施に際して減額されることはない。

○星島委員長 本法案は前国会において審議未了となりましたものと同一であります。提案理由の説明も前国会において聴取いたしておりますから、今国会におきましては、提案理由の説明は省略したいと思ひますが、こ

れに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○星島委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたしました。

○衆議院議員 動議を提出いたします。

職階法の問題ですが、すでに参議院におきましても公聴会を開かれておりますので、衆議院におきましてもぜひ公聴会を開いていただいて、公述人の意見を聞いていただくようにお願いしたいと思ひます。

○星島委員長 ただいま赤松委員より、本案について公聴会を開会し、広く関係者より意見を聴取されたいとの動議が提出されましたが、御承知の通り公聴会を開こうとする場合には、あらかじめ議長の承認を求め、それが承認されました後にあらためて正式に議決し、その旨報告することとなつております。従いましてこの際本法案につきましても公聴会開会の承認を議長に要求したいと思ひますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○星島委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたします。なおその手続につきましては、委員長に御一任願つておきます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十六分散会

昭和二十五年一月十一日印刷

昭和二十五年一月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所